

令和6年度答申第10号

令和7年 3月17日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年6月26日付け松教生企第111号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年1月30日付け公文書開示請求書により、「スクールカウンセラーの〇〇〇〇氏と松戸市や松戸市教育委員会や松戸市立学校やそれらの出先機関や松戸市職員等との関係がわかる文書一切。雇用関係、委託関係、委任関係、契約関係なども含む。契約のことがわかる文書、契約書、それらの交渉や経緯がわかる文書、就任や退任の時期や理由がわかる文書、いつ鎌ヶ谷市立学校から松戸市立学校へ異動することになったか等が分かる文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記の廃棄記録、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、平成31年2月12日付け公文書一部開示決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年3月29日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年7月26日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、〇〇〇〇の自宅住所を除いて、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第7条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書全てに該当する。

経験年数等については、公務員であるスクールカウンセラーが如何なる経験年数等であるかは、いじめの被害者や保護者をはじめ住民ないし社会全般の関心事であり、報酬額も、説明責任の観点から公表慣行があると認められるから、第2号ただし書全てに該当する。また、公的な立場の者であれば、有識者としての委員になっている以上、有識者であることを裏付ける経歴部分を説明責任があるとして、第2号ただし書アに該当する。さらには、スーパーバイザーであることは、公務員の職務遂行情報のうち当該公務員の職にあたるから、第2号ただし書ウに該当する。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 文書の特定について

開示請求文書について、特定した文書は、本件処分通知書別紙のとおりである。

イ 非開示理由について

松戸市立中学校に配置されていたスクールカウンセラー（〇〇氏を含む。）の1時間当たりの報酬額は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当する。な

お、1時間当たりの報酬額を公にすることは、勤務時間数を乗じることにより当該スクールカウンセラーの収入を明らかにすることであり、さらに「千葉県スクールカウンセラー等の報酬の支給について」の規定により、スクールカウンセラーとしての経験年数等を明らかにすることにもなる。

また、公務員については、公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を開示するものとされるところ、公務員の経験年数等は含まれていないことから、条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。

ウ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 個人情報について

ア 条例第7条第2号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報について非開示としている。

「個人に関する情報」とは、広く個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である氏名、住所、生年月日のほか、個人の内心、身体、身分、地位等、個人に関する情報全般をいうと解する。また、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報も含まれる。

本件では、〇〇氏の報酬単価について問題となっているが、報酬単価は個人と紐づけて管理されており、個人情報であるといえる。しかしながら、個人情報であれば、全てが非開示情報となるわけではなく、条例の趣旨・目的に照らし、公開すべき個人情報について、条例第7条第2号ただし書に列挙している。そこで、本件の報酬単価が、条例第7条第2号列挙事由に該当するか検討する。

イ 審査請求人は、審査請求書において、経験年数や報酬額は説明責任の観点から公表慣行がある旨主張し、条例第7条第2号ただし書アにより開示事項であると主張している。

ここで、「慣行として公にされている情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を有しないものの、行政機関において、事実として定例または反復的に公にされていることをいう。同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。また、「公にされている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいい、限られた者しか知らない事実は、公にされている情報には該当しない。

スクールカウンセラー報酬単価の金額については、スクールカウンセラーの募集を行っている千葉県のホームページにより金額が公開されているものの、任用された個々のスクールカウンセラーの報酬単価については、過去に公開されたことも、その公開が現在において続いている事実も認められない。

また、個人情報保護の趣旨に鑑みると、個人情報の開示が認められる場合は、権利保護の観点からなるべく限定的に解すべきであり、条例第7条第2号ただし書に該当する場合に限定されるべきであることから、説明責任があるということをもって開示理由とすることはできない。スクールカウンセラーの募集にあたっては、各種資格等を要件としており、有識者としての能力はそこで担保されるものと解する。

以上により、条例第7条第2号ただし書アによる開示は認められない。

ウ 審査請求人は、スクールカウンセラーは公務員の職にあたるため、条例第7条第2号ただし書ウに該当し公開すべきである、とも主張している。

スクールカウンセラーは千葉県により任用されており、公務員の職にあたる。条例第7条第2号ただし書ウは、公文書には公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程や結果が記録されていることが多く、行政の諸活動を説明する責務を全うするという観点から、例外的に行為の主体たる公務員の個人情報の開示を認めたものである。とすると、公務員という一事をもって公開が認められるものではなく、職務遂行活動として記載されているかどうか、文書の内容に照らして判断する必要がある。

本件における報酬単価は、個人の収入に係るものであり、職務活動の過程や結果とは関連がなく、職務遂行情報には該当しない。したがって、条例7条第2号ただし書ウによる開示は認められない。

(2) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書開示請求対象一覧においては、個々の非開示理由は記載されており、本件処分通知書に根拠条文と、適用根拠が示されており、理由附記の不備は認められない。

(3) 文書の特定について

審査請求人は、特定した文書以外について対象文書の存在を指摘し、特定漏れを主張していることから、当審査会において、処分庁に対して聴取を行い、審査請求人が主張する市立学校が保有する文書の存在、及び教育委員会が保有する特定した文書以外の文書の存在を確認した。スクールカウンセラーの出退勤等に関する文書は、派遣先の学校から教育委員会に提出され、集約の上、千葉県教育委員会に提出しているものであり、作成した派遣先の学校、および、教育委員会においては、文書の控え等は取っておらず、該当する公文書は存在しないとのことであった。また、その他の公文書の特定についても確認したが、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 6月26日	諮問書の受理
令和 6年10月23日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年11月28日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月15日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 2月19日	第4回審査会（審議）
令和 7年 3月17日	第5回審査会（審議）